

21 秋・厚生労働省への要請項目（概要）

1. 医療従事者や医療機関に対する財政支援など国の予算の抜本的増額。
 - 1) コロナ対応への財政支援の継続。減収補填など医療機能維持のための対応。
 - 2) 医療・介護従事者などエッセンシャルワーカーへの平等な「慰労金」再支給。
 - 3) コロナ「特別手当」を、国として最低基準を定め、国費で負担すること。コロナ受入病院の全職員に対する手当を国費で賄うこと。
 - 4) 「総合確保基金」による病床減らしを止め、余裕ある病床確保と余裕を持った人員体制維持のためにこそ「基金」を活用すること。

2. 医療安全と医療従事者の労働条件改善のための診療報酬制度の設計や改善。必要に応じた国の財政支援。
 - 1) 新興感染症対応の感染症病床の確保と十分な収支が見込める診療報酬体系の構築。
 - 2) 看護職の人員配置基準を抜本的に改め、底上げを行うこと。
 - 3) 重症度、医療・看護必要度の基準の抜本的簡略化・重点化。
 - 4) 研修・委員会の勤務時間算定の拡大。特に医療・看護必要度の研修。
 - 5) 人員体制の評価加算制度の充実。特に認知症患者に対する加算増。
 - 6) 医療安全と労働者の健康のため、以下の基準を要件にすること。
 - ①夜勤1回の勤務は原則8時間まで
 - ②交替制での時間外労働の限度時間を定めること
 - ③夜勤交替制勤務者の法定週労働時間を32時間に規制
 - ④夜勤上限は個人で「月8日（3交替）」、夜勤時間は64時間以内
 - ⑤12時間以上のインターバル確保
 - ⑥最低年休取得の規制。政府目標70%を下回らないこと
 - 7) 診療報酬制度の抜本的な簡素化と、医療事業に必要な費用を保障すること。